

## 預金規定等への暴力団排除条項の導入について

当組合は、政府が平成19年6月に定めた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）を踏まえ、平成22年12月1日から各種預金規定および貸金庫規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することといたしました。

つきましては、お取引のお申込みの際に、以下の点をお客さまにお願いすることになりましたので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただきます。

なお、表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

お取引開始後に、お客さまが反社会的勢力に該当することが判明した場合や暴力的な要求行為を行った場合には、取引を停止し又はお取引を解約させていただきます。

導入後の規定につきましては、すでにお取引いただいているお客さまに対しても適用いたします。

### 導入する暴力団排除条項の内容

[対象規定 = 普通預金規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、貸金庫規定]

#### 1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、後記2.のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記2.の一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 2.（解約等）

前記1.のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合  
預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

以上